

資料編（目次）

- 1 大学案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料①
- 2 新潟薬科大学生涯研修認定制度・・・・・・・・・・資料②
- 3 産官学連携推進センター・・・・・・・・・・資料③
- 4 新津医療センター病院と新潟薬科大学との包括連携に関する協定書
・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料④
- 5 新潟薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程設置
についてのアンケート・・・・・・・・・・資料⑤
- 6 外部団体・企業による要望書・・・・・・・・・・資料⑥
- 7 薬学研究科・薬学部の関係図・・・・・・・・・・資料⑦
- 8 学校法人新潟科学技術学園服務規程・・・・・・・・・・資料⑧
- 9 学校法人新潟科学技術学園特定教員及び特任教員任用要綱・・・・資料⑨
- 10 時間割表・履修モデル・・・・・・・・・・資料⑩
- 11 入学準備から博士学位取得までのスケジュール・・・・・・・・・・資料⑪
- 12 新潟薬科大学ヒトを対象とする研究に関する倫理審査規程
・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料⑫
- 13 研究用機器一覧・・・・・・・・・・資料⑬
- 14 博士課程学生募集要項・・・・・・・・・・資料⑭
- 15 学内 I T 環境について・・・・・・・・・・資料⑮
- 16 自己点検・評価委員会規則・・・・・・・・・・資料⑯
- 17 大学概要・・・・・・・・・・資料⑰

資料 1

大学案内「2012 Guide to NUPALS 新潟薬科大学 薬学部/応用生命科学部」

内容については、下記の URL をご参照ください。

<http://frompage.pluginfree.com/weblish/frompage/7259760552/index.shtml?rep=1>

資料 2

新潟薬科大学生涯研修認定制度

内容については、下記の URL をご参照ください。

<http://www.nupals.ac.jp/kouido/>

「薬・食・バイオ・環境のことなら、新潟薬科大学へお気軽にご相談ください！」

企業の皆様の小さなご相談から、機能評価や研究の委託、講師の派遣まで、「気軽に話せる研究室」をコンセプトに、多彩な研究者がご相談に応じます。

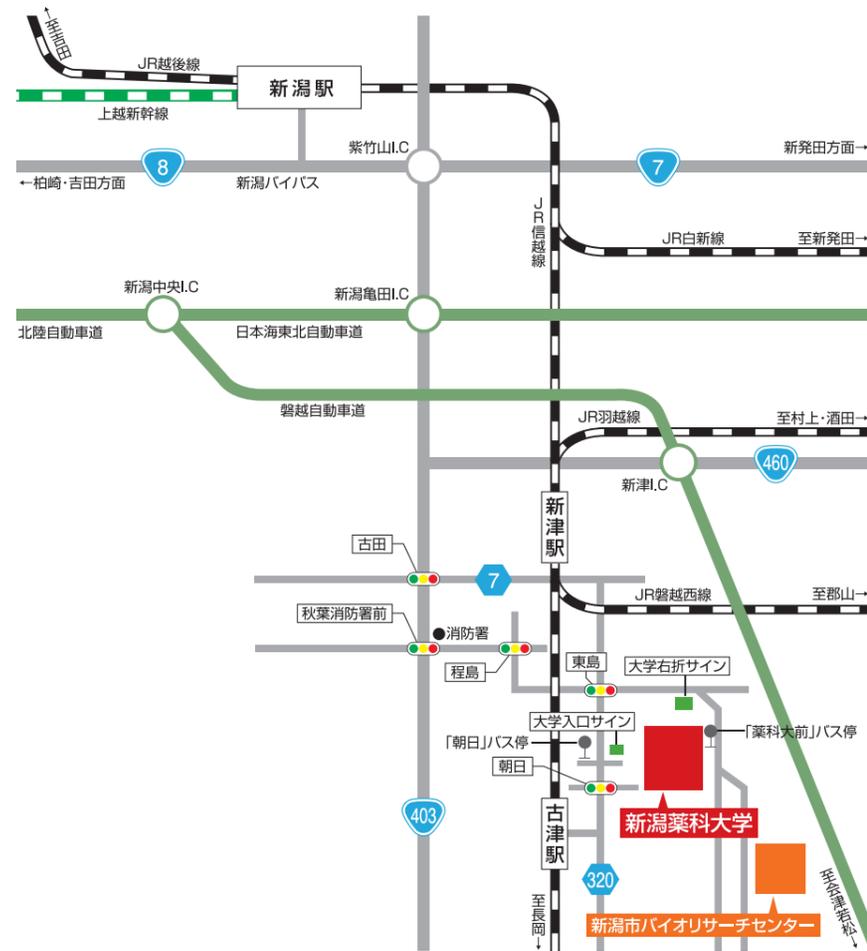
Staff
[スタッフ]

- センター長・教授 石黒 正路
 - センター担当教授 小西 徹也
 - センター事務長 茂木 弘邦
 - 契約・知財担当 渡辺健太郎・廣川 泰士
 - 広報担当 森山 英恵
-
- 広域大学的財産アドバイザー 鈴木 一如

<http://www.nupals.ac.jp/liaison/>

研究に関する相談・お申し込みは「相談・申込書」をFAXいただくか、上記ホームページの「相談・申込フォーム」からアクセスしてください。皆様からのご連絡を、スタッフ一同お待ちしております。

案内図



■ 研究に関するご相談・お申し込み

新潟薬科大学 産官学連携推進センター

〒956-8603 新潟市秋葉区東島字山居265番地1 E-mail: liaison@nupals.ac.jp 事務局

<http://www.nupals.ac.jp/liaison/>

TEL 0250-25-5402 FAX 0250-25-5021

業務時間 平日9:00~17:00(土日祝日は休業)



「薬 | 食 | バイオ | 生命と健康をみつめる」

地域社会・産業界のニーズに応える「アドバイザー」
産官学連携推進センター
Liaison Center for R&D Promotion (LCRDP)



新津医療センター病院と新潟薬科大学との包括連携に関する協定書

(目的)

第1条 新津医療センター病院（以下「甲」という。）と新潟薬科大学（以下「乙」という。）は、甲を乙の「臨床実務教育拠点病院」として位置づけ、双方が行う医療・薬学に関わる知的・人的資源の交流連携を推進し、相互の医療・教育・研究の一層の進展と、地域医療及び地域社会の発展に資することを目的として、包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(連携項目)

第2条 本協定による主な連携項目は、次のとおりとする。

- (1) 乙に所属する実務家教員等の、甲への派遣就業に関する事
- (2) 乙に所属する薬学生の、甲による長期実務実習の受入れに関する事
- (3) 乙に所属する教員及び学生の、甲による研修等の受入れに関する事
- (4) 甲に所属する職員の、乙による研修等の受入れに関する事
- (5) 学術研究及び教育に関する事
- (6) 地域医療及び地域社会への貢献に関する事
- (7) その他双方が必要と認める事

(期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の6ヶ月前までに、甲、乙いずれからも改廃の申し入れがない場合には、さらに3年間延長するものとし、その後も同様とする。

(連絡調整窓口の設置)

第4条 第2条に掲げる連携の円滑な運営を図るため、その窓口を甲と乙の双方に設置し、必要な連絡調整を行う。

(費用の負担)

第5条 乙は、甲を包括連携に関する拠点病院として利用するための対価を甲と協議のうえ負担するものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保管する。

平成22年9月8日

甲 医療法人社団健進会
新津医療センター病院
院長 豊島 宗厚

乙 学校法人新潟科学技術学園
新潟薬科大学
学長 高木 正道

博士課程設置についてのアンケート

新潟薬科大学薬学部

4年次生(188名)、5年次生(226名)に調査

1. 薬学研究科博士課程(4年制)への進学を考えていますか？

設問	4年次生	5年次生	備考
6年生を卒業し、直ぐに本学大学院に進学したい	1	5	
卒業後、薬剤師等として働いてから本学大学院に進学したい	1	1	
現時点では未定である(検討中)	32	29	
他大学の大学院博士課程への進学を考えている	1	1	
全く考えていない	116	153	

2. 新潟薬科大学大学院薬学研究科博士課程(4年制)の人材育成について何を期待していますか？(現時点で進学を希望していない場合も教えてください。)

設問	4年次生	5年次生	備考
研究者としての能力の養成(創薬、薬物療法、保健衛生の分野等において)	92	97	
健康増進に貢献できる指導者(医療、環境、食品衛生等)及び、医療行政に貢献できる人材の育成	32	44	
臨床能力に秀でた医療人としての素養の育成	48	58	
その他			

※その他:患者の心のケアのできる人材の育成(4年次生:1人)

新潟薬科大学大学院薬学研究科
博士課程（4年制）設置に関する要望書

新潟薬科大学は、昭和52年の開学以来、約3,800人の薬剤師、薬学研究者を輩出されてきました。現在では新潟県内の薬剤師の約60%を同大学の卒業生が占め、新潟県の医療の発展と新潟県民の健康増進に貢献しております。さらに平成14年には応用生命科学部を設置し、バイオサイエンスを基盤とした「薬」の科学と「食」・「環境」の科学を教育・研究する全国的にもユニークな生命科学系総合大学として発展してきました。

医療の高度化に伴って医薬品がこれまで以上に適正に使用されることが求められる中、薬学教育が6年制に移行し、チーム医療や地域医療の中で薬剤師が担う役割はますます重要となっています。新潟薬科大学では、平成18年に他大学に先駆けて「高度薬剤師教育研究センター」を設置し、既卒の薬剤師の生涯学習の一環として「生涯教育講座」や少人数での「グループ研修」を定期的で開催し、県内の薬剤師と大学を結ぶネットワークを構築されています。6年制教育の完成年度にあたり、6年間の学部教育に続くさらにその上に4年制の大学院博士課程の設置を計画されているところですが、大学院の設置によって今後ますます新潟地域での薬剤師の研修・教育の拠点として、今以上の展開を大いに期待し、歓迎します。

6年制教育を受け、さらに大学院博士課程において高度な専門知識と技術を修得した人材は、これからの新潟地域における先導的な薬剤師として、またチーム医療、地域医療を担うリーダー的な存在として大きな期待が寄せられます。また、現在医療の現場で活躍している薬剤師にとっても、日常の薬剤師業務を行いながら学位の取得が可能な社会人入学の制度は、スキルアップ、キャリアアップを考えた大きな目標設定ができるものであります。4年制学部を卒業した薬剤師にとって薬学博士などの学位取得は非常に難しいものですが、新潟薬科大学大学院応用生命科学研究科に「薬科学コース」という受け皿を開設されていることも、すべての薬剤師に目標たる学位取得の機会を提供するという新潟薬科大学の方針と理解しています。

このように地域に密着した薬剤師教育の最高学府として、パワーアップした新潟薬科大学大学院薬学研究科が発足、発展することは、新潟県及び近隣県で就業する薬剤師にとっても極めて意義深いことであると考えます。新潟県薬剤師会としては、大学院設置とこれまで以上の充実、発展を強く希望いたします。以上の事情をご考慮の上、新潟薬科大学大学院薬学研究科博士課程の届出認可申請に対し、計画通りの許可を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年9月2日

社団法人新潟県薬剤師会
会長 長澤 敬



文部科学大臣 中川 正春 殿

平成 23 年 9 月 30 日

文部科学大臣
中川 正春 様

医療法人社団 健進会
新津医療センター病院
院長 豊島 宗厚



新潟薬科大学大学院薬学研究科
博士課程（4年制）設置に関する要望書

医療の高度化に伴って医薬品がこれまで以上に適正に使用されることが求められる中、新潟薬科大学薬学部は、「チーム医療や地域医療を担う優れた薬剤師の養成」を教育目標に、平成 18 年に 6 年制課程に移行しました。また平成 17 年には、他大学に先駆けて「高度薬剤師教育研究センター」を設置し、「生涯教育講座」や少人数での「グループ研修」を通じて医療現場で活躍する薬剤師と教育・研究機関である大学とを結びつける地域拠点として、新潟県内の薬剤師の自己研鑽とともに新潟県民の健康増進に貢献してきました。

今回 6 年間の学部教育に続くさらにその上に 4 年制の大学院博士課程の設置を計画されているところですが、大学院の設置によってますます新潟地域での薬剤師の研修・教育の拠点として、これまで以上の展開を期待するところです。病院薬剤師には、調剤、製剤、DI などの日常的な業務のほかに、治験、感染症対策、リスクマネジメント、チーム医療など広範な業務があり、こうした業務は、大学院博士課程での研究活動を通じて涵養した問題解決・処理能力やマネジメント能力を大いに発揮できる分野でもあります。また、日常の業務を行いながら学位の取得が可能な社会人入学の制度は、スキルアップ・キャリアアップを見据えた目標設定ができるものであり、医療現場で活躍中の薬剤師にとって魅力的なものです。

当院は、新潟薬科大学と近接して立地していることから、双方が行う医療・薬学に関わる知的・人的資源の交流連携の促進、相互の医療・教育・研究の一層の進展と地域医療及び地域社会の発展を目的とした包括連携協定を締結しており、これまでも長期実務実習に関して 21 年度 10 名、22 年度 21 名の新潟薬科大学薬学部生を受入れてきました。また、薬科大学所属の実務家教員 5 名の実務スキルの維持・向上を図るための派遣研修も受入れており、本院で実務実習を行っている学生の指導にも参画いただいています。今後大学院における臨床学術研究及び臨床教育に関しても当院のスタッフを派遣するなど協力関係を構築することとしています。

地域に密着した薬剤師教育の最高学府として、新潟薬科大学大学院薬学研究科が発足、発展することは新潟地域の病院薬剤師にとって極めて意義深いことであり、更に地域医療を担う中核病院、医師としても大いに期待しております。

以上の事情をご考慮いただき、新潟薬科大学大学院薬学研究科博士課程の届出認可申請に対し、計画通りの許可を賜りますようお願い申し上げます。

平成 23 年 11 月 21 日

文部科学大臣
中川 正春 様

新潟県厚生農業協同組合連合会
代表理事理事長 末武



新潟薬科大学大学院薬学研究科
博士課程（4年制）設置に関する要望書

医療の高度化に伴って医薬品がこれまで以上に適正に使用されることが求められる中、新潟薬科大学薬学部は、「チーム医療や地域医療を担う優れた薬剤師の養成」を教育目標に、平成 18 年に 6 年制課程に移行し、同年他大学に先駆けて「高度薬剤師教育研究センター」を学内に設置し、「生涯教育講座」や少人数での「グループ研修」を通じて医療現場で活躍する薬剤師と大学とを結びつける地域拠点として、新潟県内の薬剤師の自己研鑽とともに県民の健康増進に貢献されています。特に「生涯教育講座」は、毎回 500 人余の薬剤師が受講するという全国でも有数の規模で開催しており、こうした活動が評価され、平成 20 年 9 月に一般社団法人薬剤師認定制度認証機構から全国で 9 番目の認証プロバイダー（G09）として認証を受けております。

新潟薬科大学薬学部では 6 年制教育の完成年度にあたり、6 年間の学部教育に続く 4 年制の大学院博士課程の設置を計画されているところですが、大学院の設置によって今後ますます新潟地域での薬剤師の研修・教育の拠点として、これまで以上の展開を期待するところです。病院薬剤師には、広範な薬剤師業務を遂行していく上で、高度な薬学及び臨床薬学の知識と技能を基にした研究心とともにグループを統率していくリーダーシップが必要ですが、こうした研究心やリーダーシップは大学院教育の中で培われていくものと考えます。日常業務を行いながら学位取得が可能な社会人入学の制度は、スキルアップ・キャリアアップを考えた目標設定ができるものであり、現在医療の現場で活躍している薬剤師にとって魅力的なものです。

新潟県厚生連は県内各地に 18 の医療施設と 8 老健施設を運営していますが、現在新潟薬科大学卒業の薬剤師が 46 名（そのうち 9 名が修士課程修了者）勤務しており、その卒業生に加えて厚生連病院勤務の他大学出身薬剤師の多くが新潟薬科大学の薬剤師生涯教育講座を受講し研鑽に努めています。また平成 23 年度における 5 年次学生の臨床実務実習では厚生連全施設で 44 名を受け入れ指導しています。

地域に密着した薬剤師教育の最高学位として、新潟薬科大学大学院薬学研究科が発足、発展することは新潟地域の病院・医療施設にとって歓迎すべきことです。将来新潟県における地域医療の中核となる人材を育成し、医療現場に供給していただけるものと薬学研究科博士課程には期待しており、その設置を強く要望するものです。

つきましては、以上の事情をご考慮いただき、新潟薬科大学大学院薬学研究科博士課程の届出認可申請に対し、計画どおりの許可を賜りますようお願い申し上げます。

平成 23 年 10 月 17 日

文 部 科 学 大 臣
中 川 正 春 様



新潟薬科大学大学院薬学研究科
博士課程（4年制）設置に関する要望書

新潟薬科大学は、昭和 52 年に単科の薬科大学として開設いたしました。その後、平成 14 年には、医療や健康に密接に関連する応用生命科学部を設置しており、バイオサイエンスを基盤として、「薬」の科学と「食」・「環境」の科学を教育・研究する生命科学系総合大学として、また新潟県におけるこの分野の中核となる研究拠点として発展してきました。薬学部においては、開学以来、新潟県における医療の発展と健康増進に貢献することを期待されておりました。この間、約 3,800 人の薬剤師、薬学研究者を輩出するとともに、現在では新潟県内の薬剤師の約 60%を同大学の卒業生が占めるに至っていることは、薬学部が地域社会からの期待に応え、教育・研究の分野で着実な成果を挙げてきたことを示すものと高く評価するところです。

時代の要請とともに、薬学部の教育内容も臨床に軸足を置いたものに変化していますが、研究面においては、バイオテクノロジーを基盤にした新たな研究手法が、医薬品開発に向けた基礎研究だけでなく、臨床研究にも不可欠なものとなってきております。今回 6 年制の薬学部教育課程の上に博士課程の設置を計画されているところですが、高度な専門知識と技術を取得した先導的な薬剤師の供給とともに、臨床に直結した知識・技能をもとに、企業において基礎研究から臨床研究への橋渡しができる人材を供給していただけるものと大いに期待しております。

新潟薬科大学は、地域への貢献度の観点で全国的にも高く評価されています。地域に密着した薬学教育・研究の最高学府として、新潟薬科大学大学院薬学研究科がこれまで以上に発展することは、弊社を含む新潟県の医薬産業界にとっても大変意義深いことでもあります。以上の事情をご考察の上、新潟薬科大学大学院薬学研究科博士課程の設置届出申請に対して、計画通りの許可を賜りますようお願い申し上げます。

以上

平成 23 年 9 月 12 日

文部科学大臣
中川 正春 様

新潟バイオリサーチパーク株式会社
代表取締役社長 佐藤 征也



新潟薬科大学薬学部
薬学研究科博士課程（4年制）設置に関する要望書

新潟薬科大学は、昭和 52 年の開学以来、約 3,800 人の薬剤師、薬学研究者を輩出されてきました。現在では新潟県内の薬剤師の約 60%を同大学の卒業生が占めるに至っており、新潟県における医療の発展と健康増進に貢献しております。平成 14 年には、医療や健康に密接に関連する応用生命科学部を設置し、バイオサイエンスを基盤として、「薬」の科学と「食」・「環境」の科学を教育・研究する生命科学系総合大学として、また新潟県におけるこの分野の中核となる研究拠点として発展してきました。

バイオテクノロジーを基盤にした新たな研究手法は、医薬品の開発のみならず食品分野でも不可欠なものとなっています。新潟薬科大学と隣接する弊社は、新潟市及び食品企業を中心とした民間企業等との第 3 セクター方式での会社運営を行っていますが、新潟県の基幹産業である農業・食品産業の分野において、新潟薬科大学とのコラボレーションにより大きな成果をあげてまいりました。特に健康食品や機能性食品等の臨床評価に関しては、応用生命科学部のみならず薬学部の教員にも多大な貢献をしていただいています。

今回 6 年制の薬学部課程の上に博士課程の設置を計画されているわけですが、高度な専門知識と技術を取得した先導的な薬剤師の供給はもちろんのこと、臨床に直結した知識・技能をもとに基礎研究から臨床研究への橋渡しができる人材を供給していただけるものと期待しています。特に社会人学生の受け入れは、食品企業等に勤務する企業研究者にとって、在職しながら薬学の基礎研究から臨床研究に及ぶ分野の知識と技術を習得できる機会でもあり、学位取得後の企業での活動に大きな効果が期待できると考えています。

このように地域に密着した薬学教育・研究の最高学府として、新潟薬科大学大学院薬学研究科が発展することは、「健康立県」を指向する新潟県にとっても、また弊社を含む新潟県の産業界にとっても意義深いこととあります。以上の事情をご考察の上、新潟薬科大学大学院薬学研究科博士課程の設置届出申請に対して、計画通りの許可を賜りますようお願い申し上げます。

薬学研究科・薬学部の関係図

(研究科の研究室、特別講義と学部の研究室の関係図)

薬学部	大学院薬学研究科		大学院博士課程 特別講義		
薬化学研究室	基礎系薬学領域	医薬品化学 分野	薬化学研究室	医薬品化学 特別講義	
薬品製造学研究室			薬品製造学研究室		
生薬学研究室		医薬品素材学 分野	生薬学研究室		医薬品素材学 特別講義
生物学研究室					
薬品物理化学研究室		医薬品物性学 分野	薬品物理化学研究室		医薬品物性学 特別講義
物理薬剤学研究室			物理薬剤学研究室		
物理学研究室	物理学研究室				
薬効安全性学研究室	医療系薬学領域	医薬品作用学 分野	薬効安全性学研究室	医薬品作用学 特別講義	
薬効薬理学研究室			薬効薬理学研究室		
生化学研究室		病態生化学 分野	生化学研究室		病態生化学 特別講義
微生物学研究室			微生物学研究室		
衛生化学研究室		健康衛生科学 分野	衛生化学研究室		健康衛生科学 特別講義
公衆衛生学研究室			公衆衛生学研究室		
情報薬学研究室	臨床系薬学領域	医薬品情報学 分野	情報薬学研究室	医薬品情報学 特別講義	
高度薬剤師教育研究センター 研究室			高度薬剤師教育研究センター 研究室		
薬品分析化学研究室		臨床分析化学 分野	薬品分析化学研究室		臨床分析化学 特別講義
薬物動態学研究室			薬物動態学研究室		
生物薬剤学研究室		臨床薬物動態学 分野	生物薬剤学研究室		臨床薬物動態学 特別講義
臨床薬物治療学研究室			臨床薬物治療学研究室		
臨床薬理学研究室	臨床薬物治療学 分野	臨床薬理学研究室	臨床薬物治療学 特別講義		
臨床薬剤学研究室		臨床薬剤学研究室			
臨床薬学研究室	臨床薬剤学 分野	臨床薬学研究室	臨床薬剤学 特別講義		

学校法人新潟科学技術学園 服務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人新潟科学技術学園の目的及び使命を達成するため、教職員（以下「職員」という。）の就業に関し、その規律並びに条件について基本的事項を定めたものである。

(適用)

第2条 この規程でいう職員とは、第2章で定める手続きにより採用され、本学園に勤務する者をいい、その服務については、関係法令その他に別に定めある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(基本的態度)

第3条 職員は、建学の精神を体し、一致協力して学園の興隆発展に寄与しなければならない。

(遵守事項)

第4条 職員は、服務に関し次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 互いに協調し職場の秩序を維持し、諸規則を守って誠実に職務を遂行すること。
- (2) 職制によって定められた上長者の指示命令に従い、上長者は常に所属職員の人格を尊重するとともに、みずから率先垂範して指導監督の責務を遂行すること。
- (3) 職務上知りえた機密を漏らし又は許可なく機密に関する文書、帳票類を閲覧謄写させないこと。
- (4) 許可なくして、公職若しくは他の職務に就き又は学園外の業務に従事し若しくは事業を営まないこと。
- (5) その他学園の指示に反する行為をしないこと。

第2章 人事

(採用)

第5条 教育職員は、大学院設置基準、大学設置基準、短期大学設置基準、専修学校設置基準その他の法令に定める資格を有する者のうちから採用する。

2 前項以外の職員は、人物、学歴、知識、技能、経験、健康、免許等を勘案し適当と認める者を採用する。

(試用期間)

第6条 新たに採用した者については、採用の日から6か月間を試用期間とする。

2 試用期間中又は試用期間満了の際、引き続き職員として勤務させることが不相当と認められる者は解雇する。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

(採用時の提出書類)

第7条 職員に採用された者は、採用後2週間以内に次の書類を提出しなければならない。ただし、事情によって一部を省略することができる。

- (1) 履歴書
- (2) 学校卒業証明書
- (3) 戸籍を証明する書類
- (4) 資格・免許を証明する書類(資格・免許を採用条件とする場合)
- (5) 家庭調書
- (6) その他必要と認められる書類

(配置転換、職務の変更及び出向)

第8条 業務の都合により、職員に勤務の配置転換、職務の変更及び出向を命ずることがある。

2 職員の出向について必要な事項は、出向規程に定めるところによる。

(事務引継)

第9条 前条による配置転換又は変更の場合には、遅滞なく一切の業務を処理し、文書をもって後任者にこれを引き継がなければならない。

(退職事由)

第10条 職員が次の各号の一に該当するときは、退職を命ずる。

(1) 傷病(ただし、業務上の傷病を除く。)のため、引き続き欠勤して次の期間を経過した場合

ア 在職2年未満の者 1か月

イ 在職2年以上10年未満の者 3か月

ウ 在職10年以上の者 6か月

(2) 傷病以外の事由により引き続き欠勤1か月に及んだ場合

(3) 学園が命じた留学(外国、国内)の場合

- (4) 刑事事件により起訴された場合
- (5) 職制の改廃又は定員の改訂その他正当な理由がある場合

(休職期間)

第11条 休職期間は、休職の事由により次のとおりこれを定める。

- (1) 休職が前条第1号による場合

ア 在職2年未満の者 6か月

イ 在職2年以上10年未満の者 12か月

ウ 在職10年以上の者 12か月プラス在職年数1年につき1か月

- (2) 休職が前条第2号による場合 1か月

- (3) 休職が前条第3号による場合 24か月

- (4) 休職が前条第4号による場合 一審判決言渡しまでの期間

- (5) 休職が前条第5号による場合 12か月

(復職)

第12条 休職事由が消滅した場合には、願い出により復職を命ずる。

(解雇事由)

第13条 職員が次の各号の一に該当するときは、解雇することができる。

- (1) 職員としての能力を欠き、職務に適しないと認められた場合

- (2) 疾病又は身体障害のため勤務に堪えないと認められた場合

- (3) 業務上の傷病で療養中の者が打切補償を受けた場合

- (4) その他やむを得ない学園の事由がある場合

2 前項の規定によって解雇するときは、少なくとも30日前に予告するか又は30日分の平均賃金を支給する。ただし、天災事変その他やむを得ない事由によって学園の継続が不可能となった場合又は職員の責に帰すべき事由による場合であって、あらかじめ行政官庁の認定を受けたときは、この限りではない。

3 前項の予告日数の一部について平均賃金を支払った場合には、その日数だけ予告日数を短縮する。

(解雇時期の制限)

第14条 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養するために休業する期間及びその後30日間、並びに産前産後の休暇期間及びその後30日間は、前条の規定にかかわらず解雇しない。ただし、打切り補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために学園の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。

(退職の申出)

第15条 職員が自己の都合により退職するときは、教育及び事務の妨げにならない時期を選び、3カ月以前に申し出るものとする。

(退職)

第16条 職員が次の各号の一に該当するときは、その身分を失う。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 休職期間が満了しても復職を命ぜられないとき。
- (4) 期間を定めて雇い入れた者の契約期間が満了したとき。
- (5) 退職を願い出て学園が承認したとき。
- (6) 退職を願い出て学園が正当な理由なくこれを承認しないときは、願い出後2週間を経過したとき。
- (7) 国会議員、地方公共団体の議員、首長その他有給公務員に就任したとき。

(退職解雇と遵守事項)

第17条 職員が退職し又は解雇されたときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所属長の指示に従い、後任者に業務のすべてを引き継ぐこと。
- (2) 学園から貸与を受けた金品を速やかに返却すること。
- (3) 学園の身分証明書、私立学校教職員共済加入者証その他求められた書類を返却すること。
- (4) 学園の施設に居住しているときは、退職又は解雇の日から1カ月以内に明け渡すこと。
- (5) その他学園が必要と認める指示に従うこと。

(定年)

第18条 職員は、次の各号の区分に応じて、次の各号に掲げる年齢の誕生日の属する日の年度3月末をもって定年とする。ただし、次の第1号から第3号において、学部・学科等の新設による申請に際し、本学園の設置する学校以外から招聘した教育職員は、認可を受けた学部・学科等の完成年度まで定年を延長する。

- (1) 新潟薬科大学の教育職員 68歳
- (2) 新潟工業短期大学の教育職員 65歳
- (3) 新潟医療技術専門学校の教育職員 65歳
- (4) 事務職員（保健室の保健師及び看護師を含む。） 65歳

第3章 勤務

(勤務時間)

第19条 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日まで、始業時刻を午前8時30分、終業時刻は午後5時とする。

2 入学試験、諸種の会議、行事、その他業務上特に必要ある場合においては、前項の始業時刻を繰り上げ、また終業時刻を繰り下げることができる。

3 教育職員については、自己の校務上の必要上、勤務時間外に自発的に執務した時間については、自宅研修とみなし、超過勤務として扱わない。

(休憩時間)

第20条 前条の勤務時間の途中に、50分間の休憩時間を置く。ただし、前条第2項の規定による労働時間が8時間を超える場合においては、これを1時間20分とする。

(勤務時間等の適用除外)

第21条 職員のうち、次に掲げる者については、勤務時間、休憩時間、及び休日に関する規定は適用しない。

(1) 管理、監督の地位にある者、又は機密の事務を取り扱う者

(2) 監視又は断続的業務に従事する者で、所轄労働基準監督署の許可を受けた者

(出勤)

第22条 職員は、出勤のつど、自ら出勤簿に押印し、直ちに勤務できるよう準備しなければならない。

(休日)

第23条 職員の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律の定める日

(3) 学園創立記念日（6月14日）

(4) 年末年始（12月29日より翌年1月3日まで）

(5) 夏季休暇（8月10日より8月16日まで）

(6) その他必要と認める臨時の日

(休日振替)

第24条 学園は、校務の都合により、前条の休日を他の日に振り替えることができる。

(災害時の勤務)

第 25 条 非常災害その他やむを得ない事由によって、臨時の必要がある場合は、時間外又は休日に勤務させることがある。

(出張)

第 26 条 職員が学園の用務により出張した場合は、通常の勤務時間で勤務したものとみなす。

2 出張に関する規程は、別に定める。

(研修)

第 27 条 職員は、その職責を遂行するため、絶えず研究と修養に務めなければならない。

2 教育職員は、研究成果を公表するよう努力しなければならない。

(学術研修のための派遣)

第 28 条 人物が優秀な職員であって、所属長の推薦がある者について、職員として勤務するに必要な学術を研修させるため、学園は、大学、研究所、その他に派遣することができる。

(特許権等の帰属)

第 29 条 職員が学園の施設・経費等を基盤とした研究によって、特許、実用新案等の無体財産権を得たときは、その権利は原則として学園に帰属するものとする。

(当直)

第 30 条 学園は、業務の都合により、職員に対し日直又は宿直を命ずることができる。

2 職員は、正当な理由がない限り、前項の命令を拒むことができない。

(年次有給休暇)

第 31 条 職員に対しては、20 日の年次有給休暇を与える。ただし、新たに本採用された者については、初年度に限り 10 日とする。

2 職員は、できる限り早期に受休の日を所属長に申し出なければならない。

3 業務の正常な運営に支障があるときは、これを他の日に変更するよう命ずることができる。

4 年次有給休暇の残余は、20 日以内をその翌年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第 32 条 次の場合には、特別休暇を与える。

(1) 慶弔休暇

ア 本人の結婚 5 日以内

イ 子の結婚 3 日以内

ウ 兄弟姉妹の結婚 2 日以内

エ 妻の出産 2 日以内

オ 父母、配偶者又は子の死亡 7 日以内

カ 祖父母、兄弟姉妹並びに配偶者の父母の死亡 3 日以内

キ 配偶者の兄弟姉妹の死亡 2 日以内

ク 同居親族の死亡 1 日

(2) 産前産後の休暇

産前 6 週間 (多胎妊娠の場合にあっては 14 週間) ・産後 8 週間、ただし、産前の場合には本人からの請求があったときに限る。

(3) 育児休暇

生後 3 年に達しない子の養育等を行う場合、1 日 2 回それぞれ 30 分以内の時間

(4) 介護休暇

ア 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする場合、第 31 条に定める年次有給休暇とは別に、当該家族が 1 人の場合は 1 年間に 5 日以内 (2 人以上の場合は 1 年間に 10 日以内) とする。この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間とする。

イ 介護休暇は、半日又は時間単位で取得することができる。

ウ 介護休暇を取得しようとする職員は、原則として、事前に理事長に申し出るものとする。

エ 給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

オ 介護休暇は、翌年度に繰り越すことができない。

(5) 子の看護休暇

ア 小学校就学前の子の看護を行う場合 (負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるため)、当該子が 1 人の場合は 1 年間に 5 日以内 (当該子が 2 人以上の場合は 1 年間に 10 日以内) とする。この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間とする。

イ 子の看護休暇は、半日又は時間単位で取得することができる。

ウ 子の看護休暇を取得しようとする職員は、原則として、事前に理事長に申し出るものとする。

エ 給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

(6) 生理休暇

生理日の勤務が著しく困難な女子職員については、1回につき2日以内

(7) 祭祀法要休暇 1日

(8) 公民権行使のための時間 必要な時間

(9) 災害休暇 2日以内

2 本条に定める休暇の期間は、有給とする。

(育児休業)

第32条の2 職員が、1歳に満たない子を養育するための休業については、別に定める育児休業規程による。

(介護休業)

第32条の3 職員が、要介護状態にある親族を介護するための休業については、別に定める介護休業規程による。

(特別休暇の手続)

第33条 職員は、第32条に定める休暇を請求しようとするときは、あらかじめ所属長に願い出なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、事後速やかにその承認を得なければならない。

(学外兼職の許可)

第34条 職員が学園以外の学校に出講しようとするとき、あるいは他の職を兼ねようとするときは、あらかじめ願い出て、許可を受けなければならない。

2 在職5年未満の職員には、原則として前項の許可は与えない。

(承認事項)

第35条 職員は、次の場合には所属長に届け出て、その承認を得なければならない。

(1) 所定の納金以外の金銭を学生生徒より徴収する場合

(2) 日曜日、休業日などに学生生徒を召集し、又は学外に引率する場合

2 職員が学園施設内において、講習、集会、演説をし、又は文書・図画等を配付・掲示しようとする場合は、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

第4章 給与等

(給与)

第36条 給与規程は、別にこれを定める。

(退職金)

第37条 退職金規程は、別にこれを定める。

(出張旅費)

第38条 出張旅費規程は、別にこれを定める。

(慶弔慰金)

第39条 慶弔慰金規程は、別にこれを定める。

(福利厚生)

第40条 職員の福利厚生事業は、学園の財政を勘案して行うほか、別に定める職員互助会規程による。

第5章 表彰及び懲戒

(手続)

第41条 表彰及び懲戒は、賞罰委員会の議を経て、これを行う。ただし、免職については、理事会の承認を必要とする。

2 賞罰委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(表彰事由)

第42条 職員が次の各号の一に該当するときは、表彰する。

- (1) 学園の発展に特に功績のあったとき。
- (2) 学術上顕著な研究業績のあったとき。
- (3) 教育実践上功績のあったとき。
- (4) 業務遂行上功績のあったとき。
- (5) 国家的社会的功績があり、学園の名誉を高めたとき。
- (6) 永年誠実に勤務したとき。
- (7) その他特に表彰の必要があると認めたとき。

(表彰の方法)

第43条 表彰は、次の各号の一又は二以上を併せて行う。

- (1) 賞状
- (2) 賞品
- (3) 賞金
- (4) 昇給
- (5) 昇格

(懲戒事由)

第44条 職員が次の各号の一に該当するときは、懲戒する。

- (1) 職務上の業務に違背し又は職務を怠ったとき。
- (2) 学園内の秩序を乱したとき。
- (3) 学園の名誉を傷つけ又は信用を失墜させる行為があったとき。
- (4) 職員としての品位を傷つけ又は体面を汚す行為があったとき。
- (5) 故意又は過失により学園に損害を与えたとき。
- (6) 経歴を偽り又は不正の方法で採用されたとき。
- (7) その他この規程又は学園の諸規定に違背する行為があったとき。

(懲戒の種類)

第45条 懲戒の種類は、情状により戒告、減給、停職、降格及び免職の5種類とする。

- (1) 戒告は、始末書を取り、将来を戒める。
- (2) 減給は、1回の不都合行為につき平均賃金の半日分以下を減額する。ただし、その総額は、当該月内における賃金総額の10分の1以内とする。
- (3) 停職は、就業日7日以内の出勤を停止し、その間の給与を支払わない。
- (4) 降格は、役職を免じ、又は2等級の範囲内で給与の等級を下ろす。
- (5) 免職は、即時解雇とする。

(諭旨退職)

第46条 前条第5号にあたる場合においても、行為の動機、態様及び結果につき特に酌量すべき事由があるときは、平常の勤務成績などを考慮し、免職によらず諭旨退職とすることができる。

(損害賠償)

第47条 懲戒処分に付された者が学園に損害を与えた場合には、その全部又は一部を賠償させることができる。

第6章 保健衛生及び安全

(健康診断)

第48条 職員に対しては、毎年定期1回以上健康診断を行う。

2 職員は、前項の健康診断を拒むことができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、他に医師の健康診断書をもってこれに代えることができる。

(疾病にかかった場合)

第 49 条 職員が伝染病、精神病、その他就業に不相当と認められる疾病にかかった場合には、医師の診断により、就業させないことができる。

2 職員は、同居人が伝染病にかかり又はその疑いがあるときは、直ちにその旨を所属長に届け出なければならない。

(非常事故の措置)

第 50 条 職員は、火災その他異常事態を発見し又はそのおそれがあることを知った場合には、臨機の措置をとるとともに被害を防止するよう努めるものとする。

2 防火、ボイラー、危険物などの取り扱い組織については、別に定める。

第 7 章 災害補償

(療養補償)

第 51 条 職員が校務上負傷し、又は疾病にかかった場合には、療養補償として必要な療養を行い、又は必要療養の費用を支給する。

(休業補償)

第 52 条 職員が前条に定める療養のため、欠勤し又は休職となったときの給与支払については、別に定めるところによる。

(障害補償)

第 53 条 職員が校務上負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに、なお身体に障害の存する場合には、その障害の程度に応じ法令の定めるところにより障害補償を行う。

(遺族補償)

第 54 条 職員が校務上死亡した場合には、遺族に対して、その職員の死亡当時の本俸、扶養手当の 12 か月分の遺族補償を行う。

(打切補償)

第 55 条 休業補償を受ける職員が療養開始後 2 年を経過しても、負傷又は疾病が治らない場合には、本俸、扶養手当の 24 か月分の打切補償を行い、その後は本章による補償は行わない。

(補償の例外)

第 56 条 職員が重大な過失により、校務上負傷又は疾病にかかり、若しくは死亡したときは、その過失につき行政官庁の認めた場合においては、本章による休業補償又は障害補償は行わない。

附 則

1 この規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から改正施行する。

2 第 18 条については、次のとおり経過措置を定める。

施行の際既に満 70 歳（教育職員）、満 67 歳（事務職員）を超えている職員については昭和 53 年末をもって定年とし、満 70 歳（教育職員）、満 67 歳（事務職員）未満で 1 年以内に定年に該当する職員については昭和 54 年度末をもって定年とする。

附 則

この規程は、平成元年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 5 月 23 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 18 条第 2 号の職員で、施行の際、既に満 65 歳を超えている者については、1 年間延長する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

学校法人新潟科学技術学園 特定教員及び特任教員任用要綱

(趣旨)

第1条 学校法人新潟科学技術学園が設置する新潟薬科大学、新潟工業短期大学及び新潟医療技術専門学校（以下「本学園設置の大学等」という。）の教育と研究に資するため特定教員及び特任教員を任用する場合は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 特定教員及び特任教員は、本学園設置の大学等の定年に達し退職した教員及び他大学等を定年又は定年に近接した年齢で退職した者をなお必要とするとき、雇用する教員をいう。

2 特定教員は、大学院、学部・学科等の新設のため採用する教員をいう。

3 特任教員は、前項に定める教員以外の教員をいう。

(任用の基準)

第3条 特定教員及び特任教員は、本学園設置の大学等において必要な教育及び研究を担当する専任教員とし、任用の基準は次による。

(1) 本学園設置の大学等において、教授、准教授又は講師（以下「大学教授等」という。）の経験を有する者

(2) 他大学等において、大学教授等の経験を有する者

(3) 相当規模の試験研究機関等に勤務し、大学教授等と同等の資格を有すると認められる者

(職名)

第4条 特定教員及び特任教員の職名は、次のとおりとする。

(1) 教授

(2) 准教授

(3) 講師

(任用の期間)

第5条 特定教員及び特任教員の任用期間は、次による。

(1) 特定教員の任用期間は、大学院、学部・学科等の新設による申請に際し、認可を受けた大学院、学部・学科等の完成年度まで任用することができる。

(2) 特任教員の任用期間は1年とする。ただし、原則として2か年を限度として更新することができる。

(任用の手續)

第6条 特定教員及び特任教員の任用に当っては、学長又は校長（以下「学長等」という。）が教授会又は教員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、理事長に内申する。

(服務)

第7条 特定教員及び特任教員の服務は、原則として学校法人新潟科学技術学園服務規程の定めるところによるが、勤務の形態等により、これにより難しいものについては、学長等が定める。

(制限)

第8条 第2条第3項による特任教員は、本学園設置の大学等の学則で定める教授会等の構成員とはならない。

2 前項による特任教員には、原則として研究費及び研究旅費は支給しない。

(給与等)

第9条 特定教員及び特任教員に支給する給与は勤務の形態により次のとおりとし、理事長が学長等の意見をきき決定する。

(1) 第2条第2項による特定教員

イ 基本給 別に定める「特定教員、職員の初任給格付け及び運用について」に基づき決定

ロ その他の手当 専任教員に準ずる。

(2) 第2条第3項による特任教員

① 勤務の形態が専任教員に準ずる者

イ 基本給 別に定める「特定教員、職員の初任給格付け及び運用について」に基づき決定

ロ その他の手当 通勤手当及び期末手当、ただし期末手当の支給率は専任教員の2分の1とする。

② 上記以外の者

イ 基本給 理事長が学長等の意見をきき、その都度決定

ロ その他の手当 通勤手当

(3) 特定教員及び特任教員の給与の定義及び給与の支給方法等は専任教員に準ずる。

(4) 第2条第3項の特任教員に対しては、退職金は支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 16 年 12 月 8 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 新潟薬科大学特任教員任用要綱（昭和 61 年 4 月 1 日施行）、新潟工業短期大学特任教員任用要綱（平成 4 年 4 月 1 日施行）及び新潟医療技術専門学校特任教員任用要綱（平成 2 年 4 月 1 日施行）は、この要綱施行の日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(新潟工業短期大学経費削減に関する特例措置)

2 新潟工業短期大学における特任教員の任用については、平成 21 年度から 5 年間、別に定める新潟工業短期大学特任教員任用要綱による。

時間割表・履修モデル（博士課程1年）

（薬学研究科薬学専攻博士課程）

[授業時間] 第1時限 9:00 ~ 10:30 第2時限 10:40 ~ 12:10 第3時限 13:10 ~ 14:40 第4時限 14:50 ~ 16:20 第5時限 16:30 ~ 18:00 第6時限 18:30 ~ 20:00 第7時限 20:10 ~ 21:40	[一般選抜入学者の履修モデル] 平日第1時限 ~ 第5時限
	[社会人選抜入学者の履修モデル] 平日第6、第7時限 および土曜日 *ただし、一般・社会人両履修時間については、 学生の都合により組み合わせて履修できる。 *特殊講義は、隔年の開講とする。
[単位数] 特別講義(薬学開講): 90分授業 x 15回実施で2単位 特殊講義(応用開講): 90分授業 x 8回実施で1単位	特別演習: 90分授業 x 8回実施で1単位 特別実験: 90分授業 x 15回実施で1単位

時期	曜日	1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限
前期	月			薬学特別演習				薬学特別演習
	火	医薬品化学 特別講義	医薬品素材学 特別講義	薬学特別実験			医薬品化学 特別講義	医薬品素材学 特別講義
			植物分子細胞学 特殊講義					
	水	臨床薬物動態 学特別講義					臨床薬物動態 学特別講義	医薬品物性学 特別講義
			RNA治療学 特殊講義					
	木	医薬品作用学 特別講義					医薬品作用学 特別講義	
			動物細胞工学 特殊講義					
金	医薬品物性学 特別講義	臨床薬剤学 特別講義	薬学特別実験			臨床薬剤学 特別講義	薬学特別実験	
土			がん薬物療法 特別授業		妊婦・授乳婦薬 物療法特別授業		薬学特別実験	
後期	月			薬学特別演習				薬学特別演習
	火	病態生化学 特別講義	健康衛生科学 特別講義	薬学特別実験			病態生化学 特別講義	健康衛生科学 特別講義
			グリーンケミストリー 特殊講義					
	水	臨床分析化学 特別講義					臨床分析化学 特別講義	レギュラトリーサイ エンス特別講義
			応用微生物学 特殊講義					
	木	レギュラトリーサイ エンス特別講義	医薬品情報学 特別講義				医薬品情報学 特別講義	
			応用糖質化学 特殊講義					
金	臨床薬物治療学 特別講義		薬学特別実験			臨床薬物治療 学特別講義	薬学特別実験	
		食品分析学 特殊講義						
土			糖尿病薬物療法 特別授業		精神科薬物療法 特別授業		薬学特別実験	

時間割表・履修モデル（博士課程2年）

（薬学研究科薬学専攻博士課程）

[授業時間] 第1時限 9:00 ~ 10:30 第2時限 10:40 ~ 12:10 第3時限 13:10 ~ 14:40 第4時限 14:50 ~ 16:20 第5時限 16:30 ~ 18:00 第6時限 18:30 ~ 20:00 第7時限 20:10 ~ 21:40	[一般選抜入学者の履修モデル] 平日第1時限 ~ 第5時限
	[社会人選抜入学者の履修モデル] 平日第6、第7時限 および土曜日 *ただし、一般・社会人両履修時間については、 学生の都合により組み合わせて履修できる。 *特殊講義は、隔年の開講とする。
[単位数] 特別講義(薬学開講): 90分授業 x 15回実施で2単位 特殊講義(応用開講): 90分授業 x 8回実施で1単位	特別演習: 90分授業 x 8回実施で1単位 特別実験: 90分授業 x 15回実施で1単位

時期	曜日	1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限
前期	月			薬学特別演習				薬学特別演習
	火	医薬品素材学 特別講義	医薬品素材学 特別講義	薬学特別実験			医薬品化学 特別講義	医薬品素材学 特別講義
			ケミカルバイオロ ジー特殊講義					
	水	臨床薬物動態学 特別講義					臨床薬物動態学 特別講義	医薬品物性学 特別講義
			環境工学 特殊講義					
	木	医薬品作用学 特別講義					医薬品作用学 特別講義	
			栄養生化学 特殊講義					
金	医薬品物性学 特別講義	臨床薬剤学 特別講義	薬学特別実験			臨床薬剤学 特別講義	薬学特別実験	
		グリーンプロセス・ 食品工学特殊講義						
土	循環器疾患治療 特別授業		予防薬学 特別授業		臨床医薬品副作用 学特別授業		薬学特別実験	
後期	月			薬学特別演習				薬学特別演習
	火	病態生化学 特別講義	健康衛生科学 特別講義	薬学特別実験			病態生化学 特別講義	健康衛生科学 特別講義
			食品安全性学 特殊講義					
	水	臨床分析化学 特別講義					臨床分析化学 特別講義	レギュラトリーサイ エンス特別講義
	木	レギュラトリーサイ エンス特別講義	医薬品情報学 特別講義				医薬品情報学 特別講義	
金	臨床薬物治療学 特別講義		薬学特別実験			臨床薬物治療学 特別講義	薬学特別実験	
		分子科学 特殊講義						
土			緩和薬物療法 特別授業		感染症制御 特別授業		薬学特別実験	

時間割表・履修モデル（博士課程3年）

（薬学研究科薬学専攻博士課程）

[授業時間]	[一般選抜入学者の履修モデル] 平日第1時限～第5時限
第1時限 9:00～10:30	[社会人選抜入学者の履修モデル] 平日第6、第7時限 および土曜日 *ただし、一般・社会人両履修時間については、 学生の都合により組み合わせて履修できる。 *特殊講義は、隔年の開講とする。
第2時限 10:40～12:10	
第3時限 13:10～14:40	
第4時限 14:50～16:20	
第5時限 16:30～18:00	
第6時限 18:30～20:00	
第7時限 20:10～21:40	
[単位数]	
特別講義(薬学開講): 90分授業 × 15回実施で2単位	特別演習: 90分授業 × 8回実施で1単位
特殊講義(応用開講): 90分授業 × 8回実施で1単位	特別実験: 90分授業 × 15回実施で1単位

時期	曜日	1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限	
前期	月			薬学特別演習				薬学特別演習	
	火	医薬品化学 特別講義	医薬品素材学 特別講義	薬学特別実験				医薬品化学 特別講義	医薬品素材学 特別講義
			植物分子細胞学 特殊講義						
	水	臨床薬物動態学 特別講義						臨床薬物動態学 特別講義	医薬品物性学 特別講義
			RNA治療学 特殊講義						
	木	医薬品作用学 特別講義						医薬品作用学 特別講義	
			動物細胞工学 特殊講義						
金	医薬品物性学 特別講義	臨床薬剤学 特別講義	薬学特別実験				臨床薬剤学 特別講義	薬学特別実験	
土			がん薬物療法 特別講義			妊婦・授乳婦薬 物療法特別講義	薬学特別実験		
後期	月			薬学特別演習				薬学特別演習	
	火	病態生化学 特別講義	健康衛生科学 特別講義	薬学特別実験				病態生化学 特別講義	健康衛生科学 特別講義
			グリーンケミスト リー特殊講義						
	水	臨床分析化学 特別講義						臨床分析化学 特別講義	レギュラトリーサイ エンス特別講義
			応用微生物学 特殊講義						
	木	レギュラトリーサイ エンス特別講義	医薬品情報学 特別講義					医薬品情報学 特別講義	
			応用糖質化学 特殊講義						
金	臨床薬物治療学 特別講義	健康衛生科学 特別講義	薬学特別実験				臨床薬物治療学 特別講義	薬学特別実験	
		食品分析学 特殊講義							
土			糖尿病薬物療法 特別講義			精神科薬物療法 特別講義	薬学特別実験		

時間割表・履修モデル（博士課程4年）

（薬学研究科薬学専攻博士課程）

[授業時間]	[一般選抜入学者の履修モデル] 平日第1時限 ～ 第5時限
第1時限 9:00 ～ 10:30	[社会人選抜入学者の履修モデル] 平日第6、第7時限 および土曜日
第2時限 10:40 ～ 12:10	*ただし、一般・社会人両履修時間については、 学生の都合により組み合わせる履修できる。 *特殊講義は、隔年の開講とする。
第3時限 13:10 ～ 14:40	
第4時限 14:50 ～ 16:20	
第5時限 16:30 ～ 18:00	
第6時限 18:30 ～ 20:00	
第7時限 20:10 ～ 21:40	
[単位数]	
特別講義(薬学開講): 90分授業 × 15回実施で2単位	特別演習: 90分授業 × 8回実施で1単位
特殊講義(応用開講): 90分授業 × 8回実施で1単位	特別実験: 90分授業 × 15回実施で1単位

時期	曜日	1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限
前期	月			薬学特別演習			薬学特別演習	
	火	医薬品素材学 特別講義	医薬品素材学 特別講義	薬学特別実験			医薬品化学 特別講義	医薬品素材学 特別講義
			ケミカルバイオロ ジー特殊講義					
	水	臨床薬物動態学 特別講義					臨床薬物動態学 特別講義	医薬品物性学 特別講義
			環境工学 特殊講義					
	木	医薬品作用学 特別講義					医薬品作用学 特別講義	薬学特別実験
			栄養生化学 特殊講義					
金	医薬品作用学 特別講義	臨床薬剤学 特別講義	薬学特別実験	薬学特別実験			臨床薬剤学 特別講義	薬学特別実験
		グリーンプロセス・ 食品工学特殊講義						
土	循環器疾患治療 特別講義			予防薬学 特別授業		臨床医薬品副作 用学特別授業		薬学特別実験
後期	月			薬学特別演習			薬学特別演習	
	火	病態生化学 特別講義	健康衛生科学 特別講義	薬学特別実験			病態生化学 特別講義	健康衛生科学 特別講義
			食品安全性学 特殊講義					
	水	臨床分析化学 特別講義					臨床分析化学 特別講義	レギュラトリーサイ エンス特別講義
	木	臨床分析化学 特別講義	医薬品情報学 特別講義				医薬品情報学 特別講義	薬学特別実験
金	臨床薬物治療学 特別講義		薬学特別実験	薬学特別実験			臨床薬物治療学 特別講義	薬学特別実験
		分子科学 特殊講義						
土				緩和薬物療法 特別授業		感染症制御 特別授業		薬学特別実験

入学準備から博士学位取得までのスケジュール

(薬学研究科薬学専攻博士課程)

時期		内容
入学選抜	1次	2次
受験前	4月～	10月～
		<ul style="list-style-type: none"> ・指導を希望する教員を訪問して、入学選抜に合格した場合にその後の指導を引き受ける旨の内諾を得る ・指導教員と就学計画を打合わせる。 ・研究テーマ、研究計画を議論する。
受験手続	7月	2月
入学試験	8月末	3月
		<ul style="list-style-type: none"> ・英語、卒業研究あるいは修士論文の内容のプレゼンテーション、面接 ・合格発表
入学		
1年次	4月	
	通年	
	2月	
		<ul style="list-style-type: none"> ・入学式、オリエンテーション、健康診断 ・指導教員を正式に決定する。 ・履修登録申請 (社会人選抜による入学者は、指導教員と特別演習、特別実験のスケジュールを相談する。また、受講する特別講義、特殊講義の授業時間を講義担当教員と打合わせる。) ・研究テーマを指導教員と協議し、研究テーマについて予備調査を行う。 ・調査結果を踏まえ、研究テーマを決定し、研究計画を立てる。 ・特別講義、特別授業、特殊講義の履修 ・特別演習、特別実験の履修 ・研究成果の発表 (1年間の成果を研究室で発表する。)
2年次	4月	
	通年	
	2月	
		<ul style="list-style-type: none"> ・履修登録申請 ・特別講義、特別授業、特殊講義の履修 ・特別演習、特別実験の履修 ・研究成果の発表会 (博士課程前 2年間の研究成果を公開発表会で発表する)
3年次	4月	
	通年	
	2月	
		<ul style="list-style-type: none"> ・履修登録申請 ・特別講義、特別授業、特殊講義の履修 ・特別演習、特別実験の履修 ・研究成果の発表会 (1年間の成果を研究室で発表する)
4年次	4月	
	通年	
	12月	
	2月	
	3月	
		<ul style="list-style-type: none"> ・履修登録申請 ・特別講義、特別授業、特殊講義の履修 ・特別演習、特別実験の履修 ・論文作成・提出 ・公開論文発表会と論文審査 ・学位授与

新潟薬科大学ヒトを対象とする研究に関する倫理審査規程

(目的)

第1条 この規程は、新潟薬科大学（以下「本学」という。）の教員及び学生等（以下「研究者」という。）が行う、ヒトを対象とする疫学、臨床及びヒト由来生体試料等に関する研究（以下「ヒトを対象とする研究」という。）に対して、文部科学省が示す「機関内倫理審査委員会のあり方について（平成15年、文部科学省・科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会）」の趣旨にのっとり、必要な事項を定めることにより、人権、人間の尊厳の保障及び安全な実験の確保を図り、もって科学的及び医学的妥当性の観点から適正な実験の実施を行うことを目的とする。

2 この規程に含まれるヒトを対象とする研究は、以下の法律及び指針（以下「関係法令等」という。）に該当するものであり、関係法令等を遵守するものとする。

疫学研究に関する倫理指針（平成16年改正 厚生労働省）

臨床研究に関する倫理指針（平成15年7月30日 厚生労働省）、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年3月27日 厚生省令第28号）

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成18年改正 厚生労働省令第72号）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年 法律第146号）

ヒト又は動物由来成分を原料として製造される医薬品等の品質及び安全性確保について（平成12年 厚生省医薬安全局長通知第1314号）

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年 文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）

特定胚の取扱いに関する指針（平成13年 文部科学省告示第173号）

ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成18年 厚生労働省）

ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針（平成13年 文部科学省告示第155号）

手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について「医薬品の研究開発を中心に」（平成10年 厚生省科学審議会答申）等

3 この規程におけるヒトを対象とする研究は、教育活動（講義、演習、実習及び実験）を含む。

(審査)

第2条 ヒトを対象とする研究を行おうとする研究者は、研究に関する倫理上の審査（以下「審査」という。）を受けるものとする。

(審査組織)

第3条 前条に規定する審査は本学倫理審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(委員会の職務)

第4条 委員会は、審査の申請があったとき、次の各号に掲げる事項に注意して審査を行うものとする。

(1) 研究の対象となる個人の人権擁護のための配慮。

- (2) 研究の対象となる個人からインフォームド・コンセントを得る方法。
 - (3) 研究によって生じる個人の不利益及び危険性の予測。
 - (4) ヒトを使わない研究方法の可能性。
- 2 委員会は、本学学長の諮問に応じ、研究に関する倫理上の重要事項について調査及び審議する。
- 3 委員会は、本学学長に対し、実施中の研究に関して、その研究計画の変更、中止、その他必要と認める意見を述べることができる。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究に関する学術専門委員として、本学内教員等から学長が指名するもの 3名
 - (2) 研究に関する学術専門委員として、本学外専門家から学長が委嘱するもの 1名
 - (3) 研究に関する医学専門知識のある医師委員として、学長が委嘱するもの 2名
 - (4) 研究に関する倫理及び法律等の専門知識のある委員として、学長が委嘱するもの 1名
 - (5) 一般の国民の立場で意見を述べる本学外委員として、学長が委嘱するもの 2名
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる委員以外を委員会の委員に加えることができる。
- 3 委員会委員は両性をもって構成しなければならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の中から学長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第8条 第2条に規定する審査のための会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員会を構成する委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員が、研究責任者又は研究担当者である場合には、審査に加わることができない。
- 4 審査を受ける研究者（以下「申請者」という。）は、会議に出席し、申請内容を説明し意見を述べるができる。
- 5 委員会は、申請者及び申請者以外の者に、会議に出席することを求め、意見を聴くことができる。

(判定)

第9条 委員会の判定は、出席した委員のうち3分の2以上の賛成によるものとする。

- 2 判定は、次の各号に掲げる表示により行うものとする。
 - (1) 承認
 - (2) 条件付承認

- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(会議及び審査記録の公開)

第10条 審査経過及び審査結果は、記録して保存する。

- 2 会議及び審査記録は公開を原則とするが、委員長が必要と認めた場合は非公開とすることができる。

(申請手続)

第11条 申請者は、研究倫理審査申請書(様式第1号)、実施計画書(様式第2号)及び審査申請チェックリスト(様式第3号)を、機関の長である本学学長に提出するものとする。

(審査結果通知)

第12条 委員長は、審査終了後速やかに、その結果を研究倫理審査結果通知書(様式第4号)により本学学長に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、審査の判定が第8条第2項第2号から第5号までのひとつに該当する場合は、その理由等を明記するものとする。

(再審査)

第13条 申請者は、委員会の判定に異議がある場合は、前条の通知を受領した日の翌日から起算して30日以内に、委員長に再審査を申請することができる。

- 2 再審査は、再審査申請書(様式第5号)に、異議の根拠となる資料を添付して行われなければならない。

- 3 再審査の審査は、審査の規定を準用する。

(意見書発行申請)

第14条 申請者は、学術雑誌への投稿等のための倫理審査の証明が必要な場合は、意見書発行申請書(様式第6号)を委員長に提出するものとする。

(意見書の発行)

第15条 委員長は、前条の意見書発行の申請があった場合は、速やかに意見書(和文:様式第7号、英文:様式第8号)を申請者に発行するものとする。

(報告)

第16条 委員長は、委員会における審査、調査及び審議事項を部局長会に報告するものとする。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は事務部庶務課において処理する。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、審査の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

機器備品一覧

1. 全学共通施設

- 動物実験施設
- RI 実験施設
- 図書館

2. 機器委員会管理の共通機器

- ・ 400MHz 核磁気共鳴装置 (日本電子 JNM-A400) (*平成 23 年度に 400MHzNMR 装置 2 機に設備更新する)
- ・ 500MHz 核磁気共鳴装置 (日本電子 JNM-ECA500)
- ・ 二重収束型高分解能質量分析装置 (日本電子 JMS-MS700V)
- ・ MALDI 飛行時間型質量分析装置 (ブルカー・ダルトニクス Autoflex III TOF/TOF)
- ・ 液体クロマトグラフィー・質量分析計 (Applied BioSystems API-3200)
- ・ ガスクロマトグラフィー・質量分析計 (島津 GOMS/QP2-10 Plus)
- ・ 電子スピン共鳴装置 (日本電子)
- ・ FT-赤外分光光度計 (日本分光 FT-IR-460)
- ・ 単結晶構造解析装置 (理学電機 R-AXISIV AFC-7R)
- ・ 蛍光光度計 (BIO-RAD VersaFluor)
- ・ 円二色性分散計 (日本分光 J-820)
- ・ ビアコア (BIACORE X)

3. 研究室所有の主な研究用備品

薬化学研究室

- ・ ドラフト (島津 CBR 4 台)
- ・ 液体クロマトグラフ (島津 LC-20)
- ・ ガスクロマトグラフ (島津 GC-1700)
- ・ 紫外分光光度計 (島津 UV-1800)
- ・ 蛍光分光光度計 (島津 RF-5300PC)

薬品製造学研究室 :

- ・ ドラフト (島津 CBR 4 台)
- ・ 液体クロマトグラフ (島津 LC-10 1 台、日本分光 1 台、日立 Elite 2000 4 台)
- ・ 中圧クロマトグラフ (Akta explorer 10S)
- ・ 凍結乾燥装置 (EYELA FDU-2000)
- ・ PCR (BioRad Mycycler)

- ・冷却遠心機 (TOMY EX-125 1台、TOMY MRX-150 1台)
- ・クリーンベンチ (Dalton SC-II)
- ・バイオシェイカー (Taitec BR-40LF 1台、BR-43FL 1台)

生薬学研究室：

- ・ドラフト (島津 CBR 3台)
- ・液体加マトグラフィー (東ソー システム 8020 1台)
- ・ガスクロマトグラフィー・質量分析計 (島津 GCMS-2010)
- ・旋光度計 (日本分光 P-1020)
- ・紫外分光計 (島津 UV-mini1240 1台、日本分光 V-550 1台)

薬品物理化学研究室：

- ・飛行時間型質量分析器 (自作)
- ・フェムト秒レーザーシステム (BMIndustry Alpha-10)
- ・デジタルオシロスコープ (Leroy WaveRunner 62Xi-A)

物理薬剤学

- ・ドラフト (島津 CBR 1台)
- ・液体クロマトグラフィー (日立 L-7000 1台、島津 LC-10A 1台)
- ・イメージングプレート単結晶自動 X 線構造解析装置 (理学電機 Rapid)
- ・示差熱重量分析装置 (島津 DTA-60)
- ・クリーンベンチ 及び インキュベーター (三洋)

物理学研究室：

- ・ドラフト (島津 CBR 1台)
- ・X 線回折装置 (理学電機 multiFlex)
- ・帯磁率測定装置 (島津理化、三菱製鋼磁材)

薬効薬理学研究室

- ・サーマルサイクラー (大日本製薬 Px2 Thermal Cycler)
- ・CO₂ インキュベーター (Napco model5410)
- ・分光光度計 (島津 UV1200)

薬効安全性学

- ・ドラフト (島津 CBR 1台)
- ・サーマルサイクラー (TAKARA Dice Gradient)
- ・CO₂ インキュベーター (Yamato IT63)
- ・クリーンベンチ (日立製作所 PCV)
- ・遠心分離機 (Kubota 3740 1台、Kubota6800 1台)
- ・組織切片作成機 (堂阪イーエム マイクロスライサーZER01)
- ・蛍光顕微鏡一式 (Olympus BH2)

生化学研究室：

- ・ドラフト（島津 CBR 1台）
- ・液体クロマトグラフィー（島津 SCL-10Avp 1台）
- ・PCRサーマルサイクラー（BioRad iCycler 2台、ABI 9700 1台）
- ・クリーンベンチ（日立 SCV 1台）
- ・超遠心機（日立 CP100H 1台）
- ・マイクロプレートリーダー（BioRad model-680 1台）
- ・オートクレーブ（TOMY LSX300 1台）

微生物学研究室

- ・微量高速遠心機（日立 CF15RXEII 1台、TOMY MX-300 1台）
- ・高速遠心機（ベックマン・コールター Avanti J-E 1台）
- ・サーマルサイクラー（BioRad iCycler 1台、MyCycler 1台）
- ・微量分光光度計（島津 BioSpec-nano 1台）
- ・蛍光分光光度計（島津 RF-5300PC 1台）
- ・オートクレーブ（TOMY LSX-500 1台）
- ・安全キャビネット（日立 1台）
- ・クリーンベンチ（アステック 1台）
- ・CO₂ インキュベーター（ESPECBNA-121D 2台）
- ・マイクロプレートリーダー（Perkin Elmer HTS7000Plus 1台）
- ・マイクロプレート用インキュベーションリーダー（サイニクス HiTS 1台）
- ・共焦点レーザー顕微鏡（オリンパス 1台）

衛生化学研究室

- ・ドラフト（島津 CBR 1台）
- ・クリーンベンチ（日立 1台）
- ・サーマルサイクラー（Applied Biosystems 3台）
- ・液体クロマトグラフィー（島津 2台）
- ・蛍光分光光度計（日本分光 FP6500 1台、島津 RF-5300PC 1台）
- ・プレートリーダー（BioRad iMark 1台）

公衆衛生学研究室

- ・リアルタイム PCR（BioRad ML-mini+MiniOpticon）
- ・可視プレートリーダー（GE Healthcare Ultrospec Visible Plate Reader II96）
- ・ルミノメーター（マイクロテック・ニチオン GL-100A）
- ・遠心機（トミー MX-301）
- ・化学発光画像解析装置（BioRad XRS-J）
- ・自動磁気細胞分離装置（Miltenyi Biotec autoMacs Separator）

薬品分析化学研究室

- ・液体クロマトグラフ装置（島津 6台）

- ・ガスクロマトグラフ質量分析装置（島津 GCMS-QP2010 Plus）
- ・ガスクロマトグラフ装置（島津 GC-17A 1台、アジレントテクノロジー H6890 1台）
- ・マイクロプレートリーダー（BioRad model680）
- ・キャピラリー電気泳動装置（アジレントテクノロジー G1600A）

臨床薬物治療学研究室

- ・ドラフト（島津 CBR 1台）
- ・液体クロマトグラフ装置（島津 LC10A 3台、LC-20AD 3台）
- ・組織・細胞破碎機（マイクロテックニチオン製）
- ・マイクロプレートリーダー（BioRad model680）
- ・UV スキャナー（日立 UV-2200A）

臨床薬理学研究室

- ・クリーンベンチ（ASONE）
- ・動物用心電図測定装置（ソフトロン 3台）
- ・ラット・マウス非観血自動血圧測定装置（ソフトロン BP-98 4台）
- ・小動物用圧カトランスデューサー（Millar SPR-671）
- ・小動物用血行動態測定装置（Power Lab/8S）
- ・小動物用エコー機（ALOKA SSD-5500 1台、プライムテック 1台）

臨床薬剤学研究室

- ・ドラフト（島津 CBR 1台）
- ・液体クロマトグラフ装置（

薬物動態学研究室

- ・液体クロマトグラフ（島津 LC-10A 2台、UFLC 1台）
- ・分光光度計（島津 UV-mini1240）
- ・卓上遠心機（M-5420）
- ・低温恒温恒湿器（HPAV-48-20）

生物薬剤学研究室

- ・クリーンベンチ（三洋、MCV-161BNF）
- ・CO2 インキュベーター（三洋 MCO-96）
- ・位相差顕微鏡（オリンパス BX50）
- ・蛍光分光光度計（日立 F-2500）
- ・分光光度計（日立 U-1100 2台）
- ・リアルタイム PCR（タカラバイオ Thermal Cycler Dice TP850）
- ・蛍光プレートリーダー（Thermo フルオロスキャンアセント）

平成24年度（2012年度）新潟薬科大学大学院薬学研究科博士課程（一般選抜）

学生募集要項（案）

【1 募集人員】

3名

【2 募集研究分野】

医薬品化学、医薬品素材学、医薬品物性学、医薬品作用学、病態生化学、健康衛生科学、医薬品情報学、臨床分析化学、臨床薬物動態学、臨床薬物治療学、臨床薬剤学 の各分野

*上記の研究分野に含まれる第一志望及び第二志望研究室を選択して、願書に必ず記入すること。

【3 出願資格】

入学を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学のうち、薬学(修業年限が6年であるものに限る)、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者(卒業見込も含む)
- (2) 修士の学位を有する者(取得見込も含む)
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 本研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

【4 出願期間及び提出場所】

- (1) 期間・・・平成24年2月6日(月)～2月24日(金) <期間内必着>
- (2) 場所・・・本学事務部教務課

【5 出願手続】

入学志願者は下記の書類に検定料(郵送の場合は郵便為替証書)30,000円を添え、上記出願期間内に提出のこと。出願書類を郵送する場合は、必ず書留郵便とし、封筒表に「大学院入学願書在中」と朱書のこと。

- (1) 入学願書 (本学所定の用紙)
- (2) 受験票・写真票 (本学所定の用紙)
- (3) 最終出身校の修了(見込)証明書、または修士学位取得(見込)証明書
(新潟薬科大学薬学部在学者及び新潟薬科大学大学院応用生命科学研究科博士前期課程修了者(見込含)は不要)
- (4) 卒業論文(6年制学部)または修士論文、あるいは主たる研究報告の要旨(2,000字以内、様式任意)
- (5) 志望理由書(A4用紙、書式自由)
- (6) 卒業研究あるいは大学院博士前期(修士)課程指導教員の推薦書(A4用紙、書式自由)
- (7) 写真2枚(出願前3ヶ月以内に撮影した上半身無帽正面 縦4cm×横3cmを願書及び受験票の所定欄に貼付)
- (8) 受験(就学)承諾書
(社会人の方で入学を希望する場合、所属する企業等の当該所属長が作成したものを添付すること。様式任意)
- (9) 外国人登録原票記載事項済証明書
(現在日本国に在住している外国人は、居住する市町村長の交付する証明書を添付すること)

【6 選抜方法】

学力試験、志望理由書及び面接により合格者を決定する。

【7 試験期日、試験科目及び試験場】

- (1) 期日・・・平成24年3月8日(木)
- (2) 場所・・・本学
- (3) 試験科目・・・学力試験(英語)、卒業論文あるいは修士論文の内容の口頭試験(プレゼンテーション)及び面接

※ 当日スケジュール等詳細については、受験票送付時に通知する。

【8 合格発表】

平成24年3月10日(土)10時 本学正面玄関前に掲示する。なお、本人にも郵便により通知する。

【9 入学手続】

- (1) 合格者は平成24年3月26日(月)までに、学納金(入学金、前期授業料、委託経費)を納付の上、所定の手続書類を提出すること。詳細は合格通知時に通知する。
- (2) 平成24年3月31日(土)までに入学辞退を申し出た場合(郵便局の消印有効)には、学納金のうち授業料及び委託経費を返還する。それ以降の場合、委託経費のみ返還する。

【10 学費及び経費等】

- (1) 入学金 200,000円(入学時のみ。本学の学部または大学院博士前期課程の出身者については免除する。)
- (2) 授業料 前期：200,000円、後期：200,000円、(年額400,000円)
- (3) 委託経費 学生教育研究災害傷害保険料(3年分)：3,050円

【11 その他】

- (1) 一旦受理した書類並びに入学検定料は原則として返却しない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、入学許可を取り消すことがある。

【12 問合せ先】

本学事務部教務課

〒956-8603 新潟市秋葉区東島265番地1

電話：0250-25-5110(平日9時～17時)

E-mail: info_nupals@nupals.ac.jp

学内 I T 環境について

1. 学内ネットワークとセキュリティ

新潟薬科大学キャンパス内ネットワークの概要は以下のとおりである（キャンパスネットワーク概要図を参照）。

キャンパスの全棟にネットワーク設備を完備しており、棟間は 1Gbps の光ケーブルで、棟内は 1Gbps の LAN ケーブルで接続し高速通信を可能とした。また、棟間の通信には L3 スイッチを利用してアクセス制限をかけ、例えば講義棟から研究棟内のコンピュータにはアクセスできないなど、キャンパス内においてもセキュリティには十分に配慮した。外部に対してはファイアウォールを設け、不正な侵入を防止している。サーバを設置する管理棟や教員の居室がある研究棟には、通常のローカル IP 用ネットワークと同様に、グローバル IP を利用して外部に直接接続が可能なネットワークも敷設し、ローカル、グローバルのそれぞれの IP アドレスの利用を可能にしている。インターネット接続は、最も近い SINET（学術情報ネットワーク）の接続ポイント（ノード校）である新潟大学までは 100Mbps の専用線を利用し、新潟大学より先は SINET に接続している。

上記のローカル・グローバル IP 用ネットワークとは別に、講義棟、カフェテリア、ロビー等には無線 LAN 用ネットワークを敷設している。しかしながら、教職員がいる管理棟、研究棟での業務・研究等に支障が出ないように別の光回線を利用することにより、回線の帯域を確保するよう十分に配慮した。この回線は、授業でも使用される情報実習室からの接続にも利用され、業務・研究等への影響を低減している。また、ローカル・グローバル IP 用ネットワークとは物理的に隔離することにより、セキュリティ面への配慮も施されている。

ウェブサーバに対する外界からの不正な攻撃は増加が予想され、それらの運営と保守には高度に専門的な対応が不可欠である。それに対応するために、ウェブサーバを学内に所有せず、通信業者のサービスを使用している。DNS サーバ、メールサーバについては、運用とセキュリティ面を十分に考慮し、学内に設置して利用している。

学外からのアクセスとして、VPN 装置を導入することによりセキュリティを確保しつつ、学内専用コンテンツ及び学内からのみアクセス可能な電子ジャーナル等の閲覧が可能となっている。

2. 学生のインターネットアクセス

キャンパス内において学生は、情報実習室（パソコン 77 台）および図書館（パソコン 8 台）でインターネットに接続された常設のコンピュータを利用することができる。また、学生ホール、カフェテリア、ロビー、図書館、講義室等には無線 LAN 設備を敷設されており、学生が自分のパソコンを持ち込んだり、図書館の貸し出し用パソコン（40 台）を利用し、自由にインターネットが利用できる環境を整備している（無線 LAN 利用可能場所については、キャンパスネットワーク概要図を参照）。

情報実習室は月曜から土曜まで開室し、利便性を高めている。大学院生及び研究室に所属された学生は、それぞれの研究室からインターネットにアクセスすることも可能である。

3. システム及びソフトウェア

教職員及び学生向けに、お知らせ・行事予定の案内や各システムへの入口となるポータルサイト「Portal NUPALS」が利用可能となっている。ポータルサイトを通じて、学生が試験対策等に活用できる「自己学習支援システム」、授業の音声や配布資料ファイルを公開し、予習・復習に活用できる「Cyber-NUPALS」、就職情報の閲覧が可能な「就職支援システム」、教員の研究情報を管理・公開する「研究業績プロ」等の各システムが利用可能となり、教職員、学生の利便性を高めている。

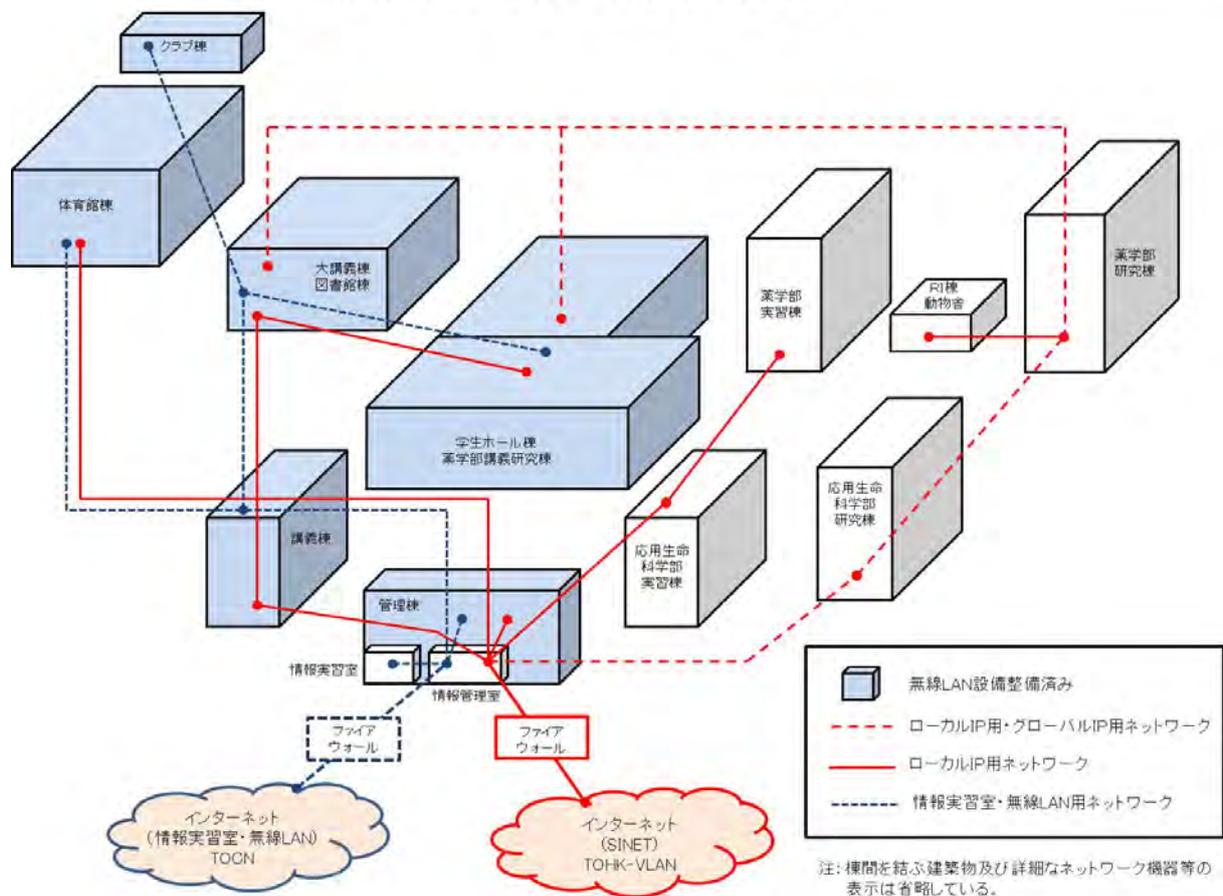
また、Microsoft (Windows・Office)、CAMBRIDGE SOFT (Chem Bio) と包括ライセンス契約を締結することにより、常に最新バージョンを利用することができ、ライセンスの不正利用を防止している。

4. 委員会組織

学内におけるIT環境を充実、促進するために全学的な「IT委員会」が組織され、活動を行っている。学内のインフラ、システム、ソフトウェア、セキュリティ等について所属、学部を超えて教職員が議論することにより、偏りのない全学的なIT化を促進している。

新潟薬科大学 キャンパスネットワーク概要図

2011年6月現在



新潟薬科大学自己点検・評価委員会規則

(趣旨)

第1条 新潟薬科大学学則第1条の2に定める点検及び評価を円滑に遂行するため、新潟薬科大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、新潟薬科大学の各学部及び大学院の教育研究の点検、評価及び改善に関する基本的事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学の現状評価と将来構想に関すること。
- (2) 教育活動の改善に関すること。
- (3) 研究活動の改善に関すること。
- (4) 施設設備の改善に関すること。
- (5) 組織、編成の改善に関すること。
- (6) 管理、運営、財政の改善に関すること。
- (7) 学習機会の多様化に関すること。
- (8) 生涯教育等社会との連携に関すること。
- (9) 国際交流に関すること。
- (10) その他自己点検、評価及び改善に関し、必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 部局長会構成員（新潟薬科大学部局長会規程第2条第1項の者）
- (2) 学長が特に必要と認めた教職員 若干名
- 2 前項第2号の者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充て、委員会を招集してその議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、学長のあらかじめ指名する者がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、構成員の過半数の出席により成立する。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(学部等委員会)

第8条 各学部及び大学院に自己点検・評価委員会（以下「学部等委員会」という。）を置き、第3条の各号に係する事項を審議し、その結果を学長に報告するものとする。

2 学部等委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(専門委員会)

第9条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務部において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要なことは、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成14年12月19日から施行する。

2 新潟薬科大学自己評価・改善委員会規則（平成4年4月1日制定）は、廃止する。

資料 1 7

大学概要 「新潟薬科大学 2011」

内容については、下記の URL をご参照ください。

<http://www.nupals.ac.jp/>